

告 示

埼玉県告示第六百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年五月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年四月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人上尾げんき福祉支援センター

三 代表者の氏名

倉田 達三

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市春日一丁目四十五番地五

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、介護を必要とする高齢者、通院（外出）困難な患者及び高齢者、独居生活高齢者、身体障害者に対して、介護支援、通院及び外出支援、見守り、話し相手等地域社会とのかかわりを支援することにより、老人福祉、地域福祉に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、介護を必要とする高齢者、通院（外出）困難な患者及び高齢者、独居生活高齢者、身体障害者に対して、介護支援、通院及び外出支援、見守り、話し相手、訪問美容、美容サロン等とのつながり地域社会とのかかわりを支援することにより、老人福祉、地域福祉に寄与することを目的とする。